4　「翌期繰越額 (25)－(26) (27)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)の「法人税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六（二十六）　雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度　・　・　・　・　法人名

基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	法人税額控除限度額 (20万円×(3)) ((5)＜(6)の場合は0)	円	7		
	前事業年度等の終了の日における雇用者の数	2	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)		8		
	基準雇用者数 (1)－(2) (マイナスの場合は0)	3	当期税額基準額 (8)×10又は20/100		9		
	基準雇用者割合 (3)/(2)	4	当期税額控除可能額 ((7)と(9)のうち少ない金額)		10		
	給与等支給額	5	円	法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「63の②」)	11		
	比較給与等支給額 (18)	6		法人税額の特別控除額 (10)－(11)	12		

比較給与等支給額の計算

事業年度又は連結事業年度	給与等支給額	適用年度の月数 (13)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等支給額 (14)×(15)
13	14	15	16
調整対象年度 平・・	円	———	円
調整対象年度 平・・		———	
計			
適用年度前1年以内事業年度等における給与等の支給額 ((16)の計)÷(調整対象年度数)		17	円
比較給与等支給額 (17)＋((17)×(4)×30/100)		18	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六（二十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額基準額 (8)×10又は20/100 (9)」の欄は、その適用に係る法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。